

令和3年度第1回新潟県男女平等社会推進審議会 議事録

令和3年7月13日(火) 10:00~12:00  
Web会議(新潟県庁17階OAルーム)

出席委員 青山 ゆかり、大瀧 謙太、小原 広紀、近藤 明彦、佐々木 綾子、  
佐藤 ゆかり、高野 真規、徳武 裕一、富澤 佳恵、野上 伊織、  
野村 厚子、畠山 典子、丸山さつき、若桑 昭男、渡邊 登

事務局 土田県民生活・環境部副部長

男女平等社会推進課:

丸山課長、細貝課長補佐、鴻巣係長、近藤主査、高橋主任

子ども家庭課:関根係長、しごと定住促進課:佐久間副参事

義務教育課:岩野指導主事、高等学校教育課:小竹副参事

生涯学習推進課:関社会教育主事、警察本部警務課:渡邊係長

1 開 会

2 委員紹介

3 あいさつ

4 議 事

「第4次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」の重点目標及び施策の  
基本的方向案について

5 事務連絡

6 閉 会

(事務局)

定刻となりましたので、令和3年度第1回新潟県男女平等社会推進審議会を開会します。

皆さまにはお忙しい中、審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

はじめに、今年度、新たにご就任された委員の皆さまにつきまして、ここで事務局よりご紹介させていただきます。

名簿の順とは異なりますが、オンラインでご出席の方からご紹介いたします。

・ 野上 伊織 (のがみ いおり) 委員です。

続きまして、会場でご出席の方をご紹介いたします。

・ 小原 広紀 (こはら ひろき) 委員です。

・ 畠山 典子 (はたけやま のりこ) 委員です。

このほか、本日は都合によりご欠席をされておりますが、新潟県中学校長会の逸見東子 (へんみ もとこ) 委員が新たにご就任されましたので、ご報告いたします。

ほかの委員の皆さま、事務局出席者の紹介につきましては、お手元に配布の出席者名簿に代えさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、県民生活・環境部副部長の土田からごあいさつを申し上げます。

(土田県民生活・環境部副部長)

令和3年度第1回新潟県男女平等社会推進審議会の開催にあたり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃より、男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進に御理解と御協力いただいておりますことを、心より感謝申し上げます。

皆様も御承知のとおり、現計画である「第3次新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」の計画期間は令和3年度までであり、今年度中に次期計画の策定が必要となります。

次期計画の策定につきましては、今年1月、知事より審議会に諮問があり、事務局から基本的な考え方や、今後のスケジュールなどを御説明し、委員の皆様より御意見を頂戴いたしました。

本日は、次期計画の重点目標及び施策の基本的方向案について、委員の皆様から御意見を伺うこととしております。どうぞよろしく願いいたします。

計画の策定に当たりましては、本県の様々な課題を踏まえるとともに、県民の皆様の意見を十分お聞きした上で、実効性のある計画にしていく必要があります。

本日の審議会は、初めてWeb会議方式で開催し、御勤務先や御自宅、県庁の会場など、様々な場所から御出席いただいております。

画面越しではございますが、是非、それぞれのお立場から忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

(事務局)

それでは、誠に恐縮ですが、副部長は所用のためここで退席させていただきます。

本日の出席委員数は、15名であり、条例第28条第2項に基づく定足数（委員の過半数）を満たしております。

また審議会は、条例第30条の規定により、原則として公開することとされております。

本日は、新潟ユニゾンプラザの女性団体交流室に設けました会場に傍聴の方、及び報道の方がおられますので、ご報告します。

それでは議事に入ります。渡邊会長、よろしくお願いいたします。

(渡邊会長)

それでは議事に入ります。

本日の議事は「第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）の重点目標及び施策の基本的方向案について」です。

会議は、正午を終了予定としておりますので、議事進行にご協力ください。

まず、本日の議事の進め方について、事務局から説明してください。

(事務局)

本日は、第4次計画の重点目標及び施策の基本的方向案についてご議論をお願いいたします。

まず、資料1により、第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）体系（案）の策定に当たっての考え方についてご説明いたします。

続きまして、資料2により、第4次計画の体系（案）をご説明いたします

最後に、資料3で委員の皆さまより事前にご提出いただいた意見等について、事務局の考え方をご説明いたします。

ここまで事務局より一括して説明した後、改めて委員の皆さまよりご意見・ご質問を頂戴したいと考えております。

(渡邊会長)

それでは、第4次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）の重点目標及び施策の基本的方向案について、事務局から順次説明をお願いします。

(事務局)

本日は、資料1「第4次新潟県男女共同参画計画」体系(案)策定に当たっての考え方」と資料2「第4次計画」体系(案)、資料3「事前提出意見等一覧表」を元にご説明いたします。

また、資料3記載の意見とは別に、若桑委員から資料や考え方の説明等について別途ご意見いただきました。ありがとうございます。いただいた意見も踏まえまして、説明をさせていただきます。

まず初めに情報の共有として、資料はないのですが、前回の審議会の内容を簡単に振り返ります。

前回の審議会においては、現行計画の目標達成状況を確認したところ、取組が進んでいる項目もある一方、あまり進んでいない項目もあり、全体としては、道半ばというところ です。

続いて、昨年度実施した県民意識調査結果と昨年12月に閣議決定されました、国の第5次計画の説明を行い、これらの内容を県の次期計画策定に当たっては踏まえることといたしました。

また、次期県計画の目標、名称、基本理念などについて説明するとともに、計画の体系については、現行計画を元に、国の第5次計画の内容を考慮し、改定していくこととし、本日はそのご説明を行うこととなっている次第です。

まず、事前配布の資料1「『第4次新潟県男女共同参画計画』体系案 策定に当たっての考え方」についてご説明いたします。

「1 男女共同参画社会を形成する上での県の課題を明確化するため、現計画の枠組みを継続する」ということで、現計画では「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の基本理念に基づき、計画全体の目標を「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」としています。これは、意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解しその推進に取り組むという趣旨で設定したものです。

上記を踏まえ、基本目標を下の表のとおり掲げています。

「基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり」につきましては、資料には記載がありませんが、男女平等社会を形成するための基本、という位置付けとなり、主な内容としては、右の欄のとおり、男女平等社会の形成に関する理解の深化や個人が尊重される社会づくりとなっています。

「基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり」につきましては、男女平等社会を形成するための手段、という位置付けとなり、主な内容としては、女性のあらゆる分野への参画、女性が能力を十分に発揮できる環境整備となっています。

「基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり」については、男女平等社会の具現化、という位置付けとなり、主な項目としては、ワーク・ライフ・バランスの推進や、多様性が尊重され、安心して暮らせる環境整備となっています。

昨年度実施した県民意識調査からは、依然として固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることや、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実の乖離が大きいなどの結果が見られるほか、管理的職業従事者に占める女性の割合が全国に比べ低いなど、当県の課題の解消は道半ばとなっています。

そのため、次期計画においても現計画の枠組みを継続し、当県の課題を基本目標で引き続き明確に示していくことを考えています。

なお、基本目標につきましては、計画の根幹に関わる部分であることから基本的にはこれは変えず、基本目標を達成するための重点目標及びその項目について、現状にあわせて設定していくことを考えております。

続いて「2 新たな課題に対応するため、重点的に取り組む項目を追加する」といたします。

国の第5次計画では、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが地方における女性活躍を阻害しており、特に若い女性が都市部へ流出する要因となっていると指摘しています。

当県は全国より早いペースで少子高齢化が進んでおり、人口減少に歯止めがかからない状況です。経済の持続的な発展や多様性に富んだ活力ある社会の構築には、男女共同参画・女性活躍の推進が不可欠です。

そのため、基本目標Ⅱに「女性の県内定着・U I ターンの促進」を、新たな重点目標として追加することとします。

また、国計画においては、「多様な属性の人々の人権が尊重される社会を作ること自体が重要であり、結果として女性が複合的な困難を抱えるリスクが減ることにつながる」としています。

当県においても、女性が安心して暮らせる社会の実現には、高齢者や障害者をはじめ、外国人や性的少数者などあらゆる人々が尊重され、安心して暮らせる環境の整備が重要であると考え、基本目標Ⅲの重点目標「貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境の整備」を「貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」と改めます。

「3 その他」としまして、この計画は、前述の県条例及び男女共同参画社会基本法はもとより、女性活躍推進法に基づく「女性活躍推進計画」として位置づけられる計画とします。

また、県の総合計画のほか、関連するその他計画と整合性を持った計画とします。さらに、国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえたものいたします。

続きまして、資料2 第4次計画の体系案についてご説明します。

時間の都合もありますので、変更点のみご説明いたします。

まず、基本目標「I 男女平等を推進する社会づくり」ですが、第4次計画の欄の「重点目標1 男女平等意識の浸透」(4)について、「近年、SNSを通じた情報収集・発信が増えていることを踏まえ、『SNS』を追記する。」ということを考えています。

ツイッターなどのSNSにおいて、男女平等や男女共同参画に関する様々な情報、良い情報も悪い情報もですが、が増えてきていることについて、取り上げることを考えています。

「重点目標3 男女平等の視点に立った教育・学習の充実」について、学校教育、社会教育、家庭教育の3つを切れ目無く行う観点から、項目を統合いたしました。

その考え方についてですが、「男女平等に係る教育や学習の機会及び内容等の充実は、学校はもとより、家庭や地域などあらゆる場において重要であり、また、その対象は幼児から高齢者まで切れ目がないため、現行計画の重点目標の3と4をまとめて『重点目標3 男女平等の視点に立った教育・学習の充実』とする。」ということを考えています。

また、3(3)については、「性別による固定的な役割分担意識」に関する学習機会の充実には、「男女平等意識を高めるため」の学習機会の提供も含むこととし、施策の基本的方向を1つにまとめることを考えています。

続いて、「重点目標4 女性等に対するあらゆる暴力の根絶」については、暴力の対象は女性だけでなく、子どもや男性、LGBTなど性的少数者も含むため、「女性」から「女性等」に修正することとし、あわせて、施策の基本的方向の文言については、重点目標から「女性等に対する」暴力であることは認識できるので、「女性に対する暴力」という文言を削除することを考えています。

続いて「重点目標5 生涯を通じた健康づくり」については、男女が共に健やかであることが男女共同参画社会の形成の大前提であるため、「女性の」を削除し、重点目標5としては、男女問わない健康づくりを推進することとし、5(2)生涯を通じた健康の維持・増進についても、男女が共に健やかであることを目指し、「女性」を「男女」に修正することを考えています。

その一方で、5(1)いわゆるリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関しては、男女共同参画社会の形成を目指して、女性が活躍するためには、女性特有の健康に関する課題に対応することが特に重要であることは変わらないため、現計画では(2)となっていますが、これを(1)に順番を入れ替えることを考えています。

次ページ「基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり」について、新規項目として、「重点目標3 女性の県内定着・U I ターンの促進」の追加を考えています。

国の第5次計画において、「若い女性の大都市圏への転出超過の増大」や「地方部の人口減少問題」等への対応について、強く打ち出されており、若い女性が地元を離れた理由として、「固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが女性の居場所と出番を奪っていること」があるのではないかと考えられる、というような記載がされております。

また、本県としても女性の県外流出等への対策は重要であり、県内定着に力を入れていることから、本計画において新たに目標を設定することを考えています。

次ページ「Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり」、「重点目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランスを可能とする就業環境の充実」について、国の第5次計画において「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」の分野が削除されて、かわりに関連する項目の中で広く記述されており、就業環境の充実については、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」と「男女共に働きやすい環境づくり」へ政策の比重がシフトしていることを踏まえ、「男性中心型労働慣行等を見直し、」を削除することを考えています。これにより、ワーク・ライフ・バランスを可能とする就業環境の充実という方向の中に、含むという形となります。

「重点目標3 子育て環境、介護体制の充実」については、子育てや介護に関する制度や体制の整備・充実については、福祉等の環境整備として「子育て環境、介護体制の充実」の1つにまとめることを考えています。

そのうえで「重点項目4(4) 高齢者や障害者が安心して暮らせる介護体制の整備」についてはこれまでも施策の展開においては、障害者も含めた内容となっていたが、計画における施策の基本的方向としては「高齢者が」という記載になっていたため、「や障害者」を追記することを考えています。

続いて「重点目標4 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」について、国の第5次計画において「貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」が「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」と改まったこと、及び本県においても多様性を尊重することが、男女共同参画社会づくりの推進に重要であると考えられるため、「多様性の尊重」について追加することを考えています。

それに伴い、「重点目標4(3) 多様な人々が安心して生活できる環境を整備するとともに、社会参画を支援します」をⅢ4(1)から移動します。

これまでの高齢者や障害者はもちろん、LGBTや外国人など様々な属性の人々への理解と配慮の促進が、性差を含めた多様性を尊重できる社会づくりにつながることで、国の第5次男女共同参画基本計画においても「多様性の尊重」について新たに打

ち出されていることを踏まえ、「多様な人々が安心して生活できる環境を整備するとともに、社会参画を支援します」に改めます。

資料2の4ページ目の「計画の推進」については、男女共同参画社会の形成のために、県、市町村、県民、事業者、民間団体がそれぞれの立場から、主体的に取り組むとともに、連携・協力しながら推進していくこととしております。こちらについて、次期計画においても、引き続き県としての取組のほか、他団体との連携も図りながら進めていきたいと考えています。

続いて、資料3「令和3年度第1回新潟県男女平等社会推進審議会 事前提出意見等回答一覧表」についてご説明いたします。

なお、これとは別に、若桑委員から計画全般に関するご意見もいただきました。ありがとうございます。

上から順に説明していきたいと思っております。

まず1番、基本目標Ⅰの1の(1)について、性別や年代に応じた啓発の必要性を基本的方向としては如何か、というご意見をいただきました。これにつきまして事務局の考え方、右の欄になりますが、御指摘のとおり、性別や年代に合わせた啓発を行うことが効果的であることから、実際の施策を展開していく上では、それぞれ対象の性別や年代を考慮して行ってまいりたいと考えております。

続きまして2番、基本目標Ⅰの1の(4)について、「SNS」を「SNS等」として、ウェブサイトを含めた方が良いのではないか、という御意見をいただきました。こちらにつきましては、ウェブサイトによる情報発信もSNSと同様に行われていることから、御指摘どおり修正したいと考えております。

続きまして3番、SNSの影響が大きくなっており、それが過剰な男女平等意識につながり、男女共同参画について当たらず触らずといった風潮にならないか心配している。その背景にあるものを見るよう心がけることが肝要、というご意見をいただきました。男女共同参画における問題をきちんと認識し、議論するためには、性別による固定的な役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを理解するなど、社会全体がベースとなる知識・意識を共有することが重要と認識しております。御指摘のように、物事を一面的に捉えず、背景にあるものをおもんぱかることができるよう、引き続き、広報・啓発や教育等に取り組むことが必要と考えております。

続きまして4番、基本目標Ⅰの4について、暴力の対象は子どもや男性、LGBTなども含まれるため女性等の表記に修正したということですが、これは対象がすべての人、ということではないか、というご意見をいただきました。御指摘のとおり、ドメスティック・バイオレンスや性暴力は「すべての人」が被害者となり得るという考えに基づき「等」という文言を追記しました。あえて「女性」という文言を残した

のは、被害者の多数を女性が占めている現状があるため、残したということです。

続きまして5番、基本目標Ⅰの5の(1)について、『女性特有の健康に関する課題に対応することが特に重要と考える』のであるならば、重点目標5の「生涯を通じた女性の健康づくり」の「女性」は削除するべきではない。また、5の(1)で『女性特有の健康に関する』ことなので、5の(2)の「女性」を「男女」に修正する必要はないのではないか、というご意見をいただきました。重点目標の5の(1)と(2)については、身体的性差を理解し、男女がともに健やかであることが男女共同参画社会の形成の大前提であるため、「女性の」という文言を削除しました。男女共に人生100年時代の活躍を見据えた健康への取組が重要であると考えております。その上で、特に女性は年代によって心身の状態が大きく変化する特性があり、各ステージに対応した支援が必要だと認識しております。

続きまして6番、体系については異議なしということですが、意見として「女性の参画拡大」、こちらと並行して「働き方改革」の更なる推進が必要。現在は「子育て」「介護」をしながら働くことが一般化していることを鑑み、男女問わず働きやすい職場環境づくりが急務である。女性が力を発揮できる場づくりとともに、それを支える「働き方改革の推進」と男性が抱える困難を強調してほしい、というご意見をいただきました。県といたしましても、女性活躍の施策だけでなく、仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスの促進も一緒に進めて行くことが重要と考えております。

続きまして7番、各方面での女性の積極的登用は、適性を持った女性に対しては当然だと思うが、今まで女性が担ってきた家庭生活におけるキーマン的な役割はどうするのか。夫も仕事が必要な場面であれば、キーマンは誰になるのか。個人を尊重するあまり、家族としての存在感が希薄になっていくような気がしてならない、というご意見をいただきました。県といたしましても、ワーク・ライフ・バランスを進めることによって、こうした現状を改善していければと考えております。

続きまして8番、「男性中心型労働慣行等を見直し」、こちらは国の基本計画に沿い削除されたが、わが県においては未だに男性中心の労働慣行がはびこっているように思う。削除は時期尚早ではないか、というご意見をいただきました。御指摘のとおり、男性正社員の長時間労働と女性の補助的な非正規雇用を特徴とする男性中心型労働慣行は、いまだに解消されていないと認識しておりますが、国の第5次計画などにおいても、長時間労働の是正などに限らず、出産・育児・介護等への対応も含め、多様で柔軟な働き方等を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がますます重要とされていることから、男女が共に働きやすい環境づくりの実現のために、男性中心型労働慣行の見直しも含め、仕事と生活の調和を可能とする就業環境づくりの充実を図ることとしました。

続きまして9番、男性にとっての男女共同参画の意義はもちろんだが、女性にとっても理解が必要、というご意見をいただきました。御指摘のとおり、男女共に男女共

同参画について理解することが必要です。特に女性のための政策と認識されがちであることと、女性に比べて男性の方が男女共同参画に対する意識が低い状況にあるため、あえて「男性」を重点目標の1つとして打ち出しています。

続きまして10番、基本目標Ⅲの2の(2)、「男性の家事・育児・介護等への参画を促進します」、こちらを「男性の育児・介護休業等の取得促進、家事・育児・介護等への参画を促進します」と修正をする、というものです。趣旨としましては、男性の家事・育児・介護等への参画を促進するためには、男性の育児・介護休業等の取得促進が重要である。なかなか取得率の向上が見られない中で、このことを施策の方向で明記し、取り組みの強化を図っていくことが大切であると考えている。また、国は「男性の子育てへの参画の促進、介護休業・休暇の取得促進」としている、ということです。御指摘のとおり、男性が家事等へ参画するためには、育児・介護休業等を取得できることが大前提です。県では、重点目標の施策の基本的方向としての「男性の家事・育児・介護等への参画」を促進する手段として、男性の育児・介護休業取得を促進しており、計画本文中の施策の展開の中で男性育児休業等について記載していくことを検討いたします。

続きまして11番、体系については異議なしですが、具体的な対策として、公の職場における「介護研修」などを管理職の必修研修とし、意識改革を図る。管理職が体験し、実感を持たないと、職場の状況は変わらない、というご意見をいただきました。こちらは、施策を展開する上で、ご指摘を十分検討したいと考えております。

続きまして12番、多様なニーズに対応した保育サービスは自治体も推進しており利用も増えているようだ。ただ、誰かが子どもを見ればいい。という方向になっていないか。つぎはぎ保育も見られる。地域での子育て支援は大切だがあくまでも親としての役割を見失わないようにしたい、というご意見をいただいております。こちらですが、仕事をしていても子どもを安心して産み育てられる環境の整備は、子育て支援の中でも重要な取組です。一方で、親としての役割はもちろん重要であり、子どもが健やかに育つことを前提とした子育て支援でなければならないと、私どもも認識しております。

続きまして13番、基本目標Ⅲの5の(1)、「地域における男女共同参画を促進します」を、「地域活動における男女共同参画を促進します」に修正するというものです。趣旨としましては、具体的に自治会長やPTA会長などに女性のリーダーを増やすための具体的な施策が必要と考えます。国は「地域活動の男女共同参画の推進」としています、というご意見をいただきました。こちらにつきましては、「地域における男女共同参画の促進」の具体的内容は、地域おこしやまちづくり等への政策・方針決定過程への女性の参画や、ボランティア・NPO等の活動に男女共に参加できる環境整備等を目指すものであるため、より内容が分かりやすいよう、ご指摘のとおり修正したいと考えております。

説明については以上となります。よろしく願いいたします。

(渡邊会長)

ありがとうございました。これまでの事務局からのご説明について、ご質問やご意見などございましたら発言をお願いいたします。特に、事前にご質問やご意見をされた方は、補足意見などがございましたらお願いいたします。また、そのほかの委員の方もご質問、ご意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(高野委員)

私から、一つ質問させていただきたいのですけれども、基本目標Ⅱ、2ページ目になります。重点目標Ⅲの新規で入れた目標について、非常にあるべき必要な目標だと思っているのですけれども、こちらの(2)の「U・Iターン関心者の掘り起こしと受け入れ体制の充実を促進します」とありますが、関心者の掘り起こしというのは、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのか教えてください。

(事務局)

しごと定住促進課です。当課で、U・Iターンの促進について業務を所管しております。若者の転出が、社会減の大きな要因となっておりますし、令和3年度は今まで以上になるもの、戦略的な移住を促進するため相談支援体制の機能強化を考えておりまして、今まで都市部で3か所に分かれておりました移住相談支援体制を暮らしと仕事を総合の一つの窓口といたしまして、一本化しております。

また、現代のU・Iターンを女性の視点から新潟県の暮らしの魅力の掘り起こしをするという意味で、先輩の移住者の方たちと県外の女性の交流イベントなども検討していきたいと考えております。

(高野委員)

そうしますと、相談窓口をもっと充実化、一本化することで充実化させていくことと、イベントをしながら、実際にU・Iターンをされたい方をつないでいくようなイメージでいると思いますけれども、私は一番大事だと思っていますのは、U・Iターンする前の状態です。県外に行く前の段階で、戻ってきた時にこんないい職場があるのだと、女性活躍する場があるのだといったところの情報をまず提供することが第一なのかと思っております。そうすると掘り起こしも実際に戻りたいという方々に対してつないでいくということも非常に大事ですけれども、(1)の部分の充実させることと、前のページになりますが、学校での教育の中にそのような県内で女性活躍できるような企業があるのだという情報を、学生のうちから教育の中の一つとして入れていただくといいと思って意見させていただきました。ありがとうございました。

(若桑委員)

多様化時代なので、いろいろな意見や考え方があるという見方で聞いていただければいいと思います。前回の審議会で「現計画の継続」ということを事務局が述べた時「社会情勢が変わっている中で現計画の継続は疑問である」と意見をされたと思います。私は現計画の維持でもかまわないと思いますが、その前提として、各委員が共有しておかなければならないことがありますので、述べさせていただきます。

まず、一つは 現計画の継続と言っても、この計画体系は2006年に第1次新潟県男女共同参画計画のときに策定されたものです。当時は、男女共同参画社会づくりの初期段階でありまして、社会全体に男女共同参画を広めることを目的としたもので計画自体は総花的なものになっています。今回継続になると2006年から20年継続することになるわけですが、理念等と違い基本目標をこれほど長期間継続することはどうなのかということを議論しておいていた方が良くと思います。

2006年当時から現在までいろいろな法律が出来ています。男女雇用機会均等法の改正、次世代育成支援対策推進法の改正、女性活躍推進法の制定、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定、それから育児・介護休業法の改正、働き方改革法の制定等の法整備、そして様々な取組も進めてきました。

社会のトレンドや県民の意識は、当時と比べ大きく深化しました。意識調査結果でも「男女共同参画社会基本法」という言葉の認知度は59.2%、「男女共同参画社会」は53.6%、「ワーク・ライフ・バランス」は51.4%、「ジェンダー」は54.1%と、一般的な言葉は当時に比べ社会全体で広く認知されました。

県は具体的成果に視点を置き「課題解決解消が道半ばのため全計画を継承する」としていますが、20年間の継続は効率性 効果性の面からどうかと思います。現在は初期段階の意識啓発から男女共同参画の具体的な実行段階への移行が必要な時であり、計画体系のステージ移行を求めたいと思います。

県の計画は、各市町村で計画を策定するときに、勘案するとなっています。2006年策定の基本目標の継続は、県全体に与える影響も大きいと思います。

日本全体のジェンダーギャップ指数は2006年は115か国中80番目でした。それが2020年は156番中120位に低下しています。その中で、新潟県は5月15日の日経新聞によると管理職に占める女性の比率が、各都道府県の中で43位という状態です。新潟県は男女平等ということで後進国の後進県であり危機状態と理解しています。その辺の状況も考慮して、今の計画体系を継続するかどうか議論し結果を共有することが必要と思います。

また、今の計画は、先程話しましたが総花的な計画です。何が計画の中で重要なのかはつきりしません。重点目標の位置づけもよく分かりません。具体的には基本目標Ⅰの重点目標4と5は基本目標Ⅱで良いのではないかと、基本目標Ⅲの重点目標1、2、3、4、5は基本目標Ⅱで良いのではないかと等、計画自体あまり判然としたものではあ

りません。

先程、性別による固定的な役割分担意識、慣行・慣習の話がありましたが数年前の欧州諸国でも日本と同じ状況でした。日本はなぜこんなに遅れているか。欧州は人権尊重とジェンダー平等の視点を強く制度に打ち出し、クォーター制の導入などターゲットを絞った計画を策定、推進した結果とされています。

次期基本計画の具体案として述べさせていただきます。基本目標Ⅰは女性活躍という視点における位置づけが重要であり、その基本目標Ⅰに「あらゆる分野における女性の参画拡大」とする。男女共同参画の実現が遅れている理由は偏った民主主義というのか、男性、女性の人口比率は大体 50%、50%ですが、男性だけでいろいろな政策、施策を決めていたということが続いていたということで、ジェンダー平等、人権尊重という項目を最初に掲げることが大事であります。

基本目標ⅡとⅢは、基本目標Ⅰを後押しする政策にする。例えば基本目標Ⅱは安全安心な暮らしの実現、基本目標Ⅲは持続可能な男女共同参画の基盤整備とし、ⅡとⅢはⅠを後押しする計画体系が良いと思っています。

(渡邊会長)

かなり総体的な、すべての点にわたるような議論で、基本的には建て付けの問題ですよね。計画そのものの全体の建て付けの問題ですけれども、建て付けの問題については前回で、確かその点については議論したと私は理解していて、その建て付けについて、とりあえず了解したというような判断と認識しているのですけれども、その点を事務局として、今までの建て付けについての議論というものを改めてまとめていただくことはできますか。建て付けというのは、基本目標のⅠ、Ⅱ、Ⅲというもののそれぞれの位置づけ、建て付けが今一つ明解ではないあるいは重複しているといえますか。その位置づけというのが明解ではない、明確ではないということがたしかあったと理解はしているのですけれども、その点について、事務局の理解はいかがですか。

(事務局)

前回の審議会において、計画の性格ですとか一番大きな目標の「男女がともに参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」と、また、基本理念ですとか計画の大きな体系についてはご説明し、ご理解いただいたものと理解しております。

(渡邊会長)

基本的に、基本目標のⅠとⅡとⅢについて、今、若桑委員からご指摘があったように、例えば重複があるのではないかと。明確に、その機能としてですか。それ自体が位置づけられていないという議論があったということは確かなのです。ただ、建て付けについては、たしかそこで了解されたように、私も理解していたのですけれども、

いかがですか。

(若桑委員)

前回の会議では事務局からは「前計画の枠組み継続」という言葉だけで、当方は「社会情勢の変化を考慮すると、枠組みの継続は問題がある」という発言をしました。事務局からの返答はありませんでした。これは確かです。一番気になるのは2006年から20年間の継続が本当にそれでいいのかです。いろいろ聞きたい、ことがあります、まずこの点をお聞きしたい。

(渡邊会長)

この点について、事務局ではどうですか。ご意見、お考えをお願いします。

(事務局)

前回の審議会において、現計画を踏襲する方針について、ご意見はたしかに若桑委員からいただいたところですが、こちらにつきましては、「審議会でもいただいた意見を踏まえてやっていくことに考えております。基本の骨格の部分は引き継ぎつつも、必要ところは直していきたいと考えている」ということで、ここでいう必要な部分というのが、まさに今回の重点目標、基本目標ということであると認識しています。

(若桑委員)

私はあまりそれに固執して言いません。計画は条例で知事が審議会の意見を聞いて策定するとなっています。行政が策定するもので、審議会は意見だし、その意見を取り入れるかどうかは行政の判断になります。

現在の計画体系を継続した場合の資料2について話させて頂ければと思います。

基本目標Ⅰの重点目標4、なぜDVとセクハラに限定しているのかということ。パワハラ、マタハラ、ジェンハラ、モラハラ、ケアハラ、社会が変わり多様な暴力が生じている中にDVとセクハラに限定した記述は、検討したほうがよいと思います。またDV、セクハラ、何ハラというようなことだけではなくて、ストーカー行為、性犯罪、売買春なども暴力に入りますのでその辺も含めて頂きたいと思います。

基本目標Ⅱの重点目標3、Uターン、Iターンですが、都会へ出て自分の能力を高めたいようという様な個人個人の多様な判断があります。基本目標Ⅲの重点目標5を「男女がともに支える地域づくりの推進」と変え、女性や若者の定着促進として対応したらよいのではないかと思います。

基本目標Ⅲの重点目標1、男性中心型の労働慣行については、これを削除していいかどうか。新潟県の場合削除するには早すぎると思います。男性中心型の労働慣行というのは、国の第4次計画の目玉政策として掲げられたものであり現在の新潟県

の現状を考え対応した方が良いと思います。男性中心型という文言を使わなくても男女が共に働きやすい環境づくりへ政策をシフトすることを踏まえた削除だと思いますが新潟県では削除しない方が良いと思います。

基本目標Ⅲの重点目標4、SDGsの「誰一人取り残さない」社会の実現や、多様性の尊重ということで重要な項目です。性的指向、性自認、障害者のジェンダー、すなわち障害のある女性の結婚とか出産とか育児というような問題や、8050問題、ダブルケアラー、ヤングケアラー、老少介護などが社会の問題になっています。その辺も考慮した対応が必要と思います。

基本目標Ⅲの重点目標5、重点目標の文言を「地域における男女共同参画の推進」とし、自然災害にかかわらず感染症拡大も対応したらよいと思います

基本目標Ⅰの重点目標5、「生涯を通じたスポーツの実践と健康づくり」と文言を変える。

基本目標Ⅰの重点目標6、女性の人権とジェンダー平等を国際水準に近づけていく道筋を具体的に表す記述が必要です。

基本目標Ⅱの重点目標4、非正規の雇用環境の整備を追加する。コロナの影響でM字カーブが解体していることや人生100年時代の働き方を踏まえ雇用環境を整備していくことが重要。パートタイムや契約社員などの非正規社員の正規社員への転換や安定した雇用の確立が大事。

また女性の能力発揮促進のための支援や再就職のためのスキルアップの支援、職業訓練期間中の育児の支援などを加えたらどうか。

(渡邊会長)

すみません。長く多岐にわたり過ぎているので、今これをどう対応するのかということとはなかなか難しいと思うのです。

(若桑委員)

了解しました。意見として述べさせていただきました。

(渡邊会長)

それを全部、それぞれすべての項目について、委員も含めてすべてメモして、それに対して何らかの議論をするということは、今あまりにも大量なので厳しいと思うのです。

(若桑委員)

次回以降の計画素案検討の中で意見を言わせてもらいます。

(渡邊会長)

今のいくつか言っていた中での、事務局として答えられる部分について、お答えいただけますか。

(事務局)

まず、基本目標Ⅰのところ、4番で、女性等に対するあらゆる暴力の根絶については、DVとセクハラに限定するのはいかがなものかということでございますけれども、こちらにつきまして、別にDV、セクハラに限定しているわけではございませんので、あらゆる暴力を根絶するというようになっております。例えば、4(3)「セクシャルハラスメントの防止に向けた取組みを推進します」となっていますが、ここに「など」をつけたらいいのではないかと、そういうことはありますが、この2つに限ったものではないということです。

続いて、基本目標Ⅱ、3、女性のU・Iターンを今回追加いたしましたけれども、こちらにつきまして、県の総合計画でもかなり今力を入れているところでありますので、挙げさせていただきました。好きで出て行く方も当然いらっしゃるのですけれども、地元が嫌で出て行く方を減らしたいという意味合いも含んでおります。

続いて、基本目標Ⅲですと、Ⅲの1、「男性中心型労働慣行等」という文言を削除するのはいかがなものかということですが、右の事務局の考えのとおりですが、国としては削除して、ワーク・ライフ・バランスに含めるという方向で進んでおります。ただ、ご意見として、これは残したほうがいいのではないかと、ということであれば、当然、残すことは可能であると考えております。

あとは、ご意見として頂ければ、事務局として検討したいと思っております。

(渡邊会長)

ありがとうございます。基本的に、若桑委員からいただいたご意見の中で、具体的な施策の中で、入れることができるものについては、そこで入れるべく、次回になるのでしょうか。そこで、また具体的な提案をしていただくということでもいいのかと思いますけれども、その柱立てとして、例えば、今の基本目標Ⅲの重点目標1ですか。男性中心型労働慣行等を見直しについての文言を削ることについては、ここで決めたほうがいいと思います。若桑委員、もう少しお話しになられたいことがあると思うのですけれども、ほかの委員の方もご意見をいただきたいと思いますが、今の若桑委員がお話になったことも含めて、計画案について、ご意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(富澤委員)

今の若桑委員をはじめ事前に質問をいただいていた方々の意見も踏まえたうえで、

例えば10番、11番の畠山さんや、逸見さんのお2つの意見については、事務局の回答にあるように、このあとの施策の展開の中で書き加えます、検討しますという言葉があるように、今の若桑委員のさまざまなご提案も、非常に重要なポイントも含めている点もあったと私は認識しています。ただ、この重点目標に加えるかどうかという議論はまた別として、入れられるものは今後の施策の中で、ほかの委員の皆さんから出された意見も踏まえて、施策の中で取り入れるということを検討するということがいいのではないかと感じています。

(渡邊会長)

ありがとうございます。今の富澤委員のご意見では、具体的な施策の展開をこの中で、次回以降になると思いますけれども、具体的な議論をしていくと。具体的な施策、重点目標を踏まえた具体的な施策についても、次回ですか。事務局からご提案があると思います。できれば、具体的な施策の展開についての案をなるべく、委員会の結構前に出していただいて、そこで委員の方それぞれが、時間をもって検討できるように、事前に意見をいただいて、実際に、それについての事務局の見解も踏まえて委員会をやったほうが建設的であろうと思いますので、そのようにお願いできますでしょうか。私も、富澤委員がおっしゃったように、若桑委員がおっしゃったことは非常に重要な点が多々あると思っております。それを踏まえて最善の案を作っていけたらと思っております。ほかの委員のご意見はいかがでしょうか。

(小原委員)

先ほど若桑さんと野村さんからの事前の意見でもあったのですが、Ⅲの1、男性中心型労働慣行を見直しというところですが、私も職業柄なのかもしれませんが、具体的なイメージがしやすいので、あったほうがいいのではないかと率直に思います。ただ、もし、これを残すことのデメリットが何かあるのであれば聞かせていただきたい。事務局があえて、これをやはり削らなければいけないという、これを残すことによる何か不都合があるのであれば、それは私の至らないところなので考えたいのですが、そこはいかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。今回、「男性中心型労働慣行等」という文言を案では削除しているところですが、主な理由としまして、こちらに書いてあるとおり、まず、国の計画において、文言が項目からは削除されたことがあります。無くなったかということ、そういうわけではなくて、その項目がいろいろな項目に関連のある項目にそれぞれ記載をされるようになったということがございます。

県の考え方としましては、ワーク・ライフ・バランスという言葉がかなり浸透して

きておりますので、今回、男性中心型労働慣行等という言葉を外してもよいのではと  
考えております。あると何か不都合があるという、多分そこまではありませんので、  
そこはご意見、残したほうが良いということでありましたから、ご議論いただければ  
と思います。

(渡邊会長)

この点について、ほかの方はご意見いかがでしょうか。

(野村委員)

質問の12番で質問したのですけれども、見附市では、行政が保育サービスというか  
学童保育も充実しております、足りないところは市のほうで整備する形になってい  
るのですけれども、5時くらいまで預けて月2,000円くらいだそうです。そうすると、  
けっこう需要があるということで、今度民間が入ってくるのです。行政でやっている  
ほうは、中学生の子ですけれども、見るだけで、例えば、宿題とかそういったことは、  
声がけはするけれども、そこまでは見なくてもいいと。民間のほうは月1万円で少し  
高くなるのですけれども、資格のある人が見て、宿題も全部見てくれるし、必要だっ  
たらこういったものもやりますみたいになっているのです。そうなってくると、例え  
ば、7時まで預かったらお家に帰って親は何をするのか。親は満足してしまっ  
て終わっているのではないかという不安もあります。

つぎはぎ保育といって、5時に終わって、次に英語塾に行って、それを全部やるス  
マイルサポートというものがあるのですけれども、親ではなくて、サポートする半分  
有料ボランティアみたいな方に頼んで送り迎えをしてもらって、親が帰ってくる  
ころにお子さんを送り届けるといった保育所ありきの充実というのは必要だと思  
うのですけれども、ここにやはり目標とか方針の中に、やはりそれだけではなくて、  
親として、子どもが健やかに育つことを前提とした子育て支援でなければなら  
ないと認識しておりますと書かれてあったように、そういった一言もつけ加えて  
いただいたほうが良いのではないかと思います。

子どもは結局、親の姿を見て育つということもあります。Uターン、Iターンと  
言っていますけれども、親と過ごした楽しい時間というものもそれに結びつく  
のではないかと思います。いろいろたらい回しにされて育つことが果たしていい  
思い出として残るかどうかが。それは個人差はあるかと思いますけれども、  
そういった面で、お仕事や社会進出も男女とももちろん大事だとは思いますが、  
子どもをとにかく大事に育てていきたいという指針も盛り込んだほうが良い  
のではないかと思います。

(渡邊会長)

先ほど、ほかの方のご意見いかがですかと言ったのは、今のご意見はもちろ  
ん承り

ますけれども、基本目標Ⅲの重点目標1の男性中心型労働慣行の見直しについて、これを本当は残したほうがいいのかというご意見をいただいたわけですが、その点について、ほかの方のご意見をお聞きしたいというように、先ほどお話ししたのですが、その点についてのご意見はないですね。それをまずお聞きしたいと思ったのですが、その点について、ほかの方のご意見をお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

若桑委員、富澤委員から、男性中心型労働慣行についての見直しというところについて、重点目標から今回は文言を削除する案になっていましたけれども、やはり、これは新潟県の現状を考えるならば、これ自身はきちんと残したほうがいいのかという、そういったご意見をいただいたわけですが、この点について決めておきたいのですけれども、いかがですか。

これを外したほうがいいのかという方はいらっしゃいますか。事務局案でいいという方がいらっしゃいましたら、ご意見を伺いたいのですけれども。

(大瀧委員)

私は、事務局案のとおり、ワーク・ライフ・バランスという言葉の中に、男性中心型の労働慣行等の見直しということ自体がすでに包括されて使われると認識しています。そういった意味ではワーク・ライフ・バランスは、男性中心の社会から脱却してワーク・ライフ・バランスについて取り組んでいくという理解であって、あえてここで「男性中心社会」という文言を残しておかなくても、意味としては伝わるのかと。逆にそのほうがすっきりするのかなと思います。

(近藤委員)

私の考えとしては、ワーク・ライフ・バランスの問題自体は男女に共通して存在している問題ですので、女性でも、ワーク・ライフ・バランスが問題になることはあると思いますので、そういう点では外してもいいのですが、ただ男性中心型労働慣行があることも確かなので、その2つを見直し、仕事と生活の調和とすると、男性中心型労働慣行がワーク・ライフ・バランスを損なっていると読めるのですけれども、両方別な観点があるのではないかと思っていて、そういう意味では、男性中心型労働慣行を見直すとともに、仕事と生活の調和を可能とする就業環境の充実としたほうがいいのかというのが私の意見です。

(渡邊会長)

ありがとうございます。ということであれば、男性中心型労働慣行の見直しというところはそのまま残し、とともにという形で、を付け加えるということがご意見ということですね。いかがでしょうか。基本的に、男性中心型の労働慣行の見直しという

ことについては、残すというほうが、意見としては多いように思えるのですが、文言あるいは文章について、ともにというのを入れるとか、そういったものについてはまた受け止めて考えるとして、男性中心型労働慣行については、残すというようなご意見が多いように思えるのですが、いかがでしょうか。

(高野委員)

今の近藤委員の意見に私も賛成でして、なぜかというと、男性中心型労働慣行等の見直し＝ワーク・ライフ・バランスではないと、お聞きしてやはり思って、男性中心型労働慣行、男性中心の社会になっているから女性活躍推進が進まないのかということが1点。

あと、ワーク・ライフ・バランスについては、それぞれのワークとライフのバランスというか調和の話なので、ワーク・ライフ・バランスだけにしてしまうと、そこだけに注力されてしまうのかと思いますから、両方入れておいたほうがよろしいのではないかと思いました。

(渡邊会長)

ありがとうございます。今、近藤委員、高野委員がおっしゃったように、男性中心型労働慣行の見直しと、ワーク・ライフ・バランスについてということはイコールではありませんので、たしかに、それはともにと入れていただいたほうが、意味としてはすっきり通るのではないかと思います。とにかく、男性中心型労働慣行の見直しについては、これを残すということで、今日の委員会としてはまとめてもよろしいですか。ワーク・ライフ・バランスがきちんとできれば、その前提はもちろん男性中心型労働慣行の見直しというのは当然あるわけですが、それはやはり残すという形でまとめるという形でよろしいでしょうか。

先ほど野村委員からご意見ありましたけれども、この点については、事務局はいかがお考えですか。

(事務局)

野村委員からいただきましたご意見につきましては、親が子育てを自分でしないで任せっきりでそれでいいのかということだと思います。そういった面もある一方で、だれかの手を借りないと子育てがなかなか難しいという面もございますので、そういうことも踏まえまして、必要な支援を必要な方に届けられるように、記載の中身を今一度検討してみたいと思っております。

(畠山委員)

事前に意見を出させていただいた10番と13番にかかわってですが、10番のほうの

男性の育児・介護休業等の取得促進という具体的な取組によって参画を促進することになると思いますので、具体的なものを基本的方向に入れたほうがより分かりやすいと思います。13番の、地域における男女共同参画、地域というのはいろいろ含まれてしまいますので、より具体的に分かりやすくするためには、地域活動におけるを入れたほうが、より分かりやすいと思います。

もう1点ですが、国の第5次計画では、科学技術・学術における男女共同参画の推進がありますが、地方では取り組みづらいものではあるのかと思うのですが、各都道府県の取組があつての国の目標として目指すこともあると思います。新潟県としてはどのように考えているかをお聞きしたいと思います。

(渡邊会長)

ありがとうございます。第3点がよく聞こえなかったのですが、第2点については、地域におけるというのは、たしか先ほど事務局の方のほうが、事務局から畠山さんのご意見に沿うという形の修正をするとおっしゃっていたと思うのですが、その点については、すでに受容されたということではないでしょうか。第1点について、まず事務局いかがでしょうか。

(事務局)

今、お話しいただきました資料3の10番目と13番目の件につきまして、まず13番目につきましては今、会長おっしゃられたとおり、委員の意見を踏まえ修正したいと考えております。

また、10番目につきましても、目標に具体的な記述があるのはよいことだと私も思います。この項目については、男性の育休ですとかそういったものの参画を促進するという目標に対して、具体的な手段が育休の取得促進といったところになるかと思っておりますので、そういったところは本文中に記載するなどしていきたいと考えております。

(渡邊会長)

よく聞こえなかったのですが、第3点についてはいかがですか。

(事務局)

科学技術等に関するということですが、教育庁からは何かコメントございますでしょうか。

(事務局)

申し訳ございません。3点目、私もやはり聞き取れなくて、もう一度具体的におつ

しゃっていただいてよろしいですか。

(畠山委員)

県の資料の中にはないのですが、国の第5次計画のところで、第4分野の科学技術・学術における男女共同参画の推進というのがあるのですが、これは前から女性の科学技術・学術における分野の参画推進が大切だと言われているところですが、その辺のところ、県としてはどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

(渡邊会長)

いかがでしょうか。教育委員会でしょうか。

(事務局)

高等学校教育課です。ご指摘の点についてですが、各学校では、性別にかかわらず本人が希望する進路実現、自己実現が図られるよう、生徒への指導ならびに支援をしております。また、スーパーサイエンスハイスクール事業の取組をはじめ理数教育の充実を図っているところでございます。

(渡邊会長)

ありがとうございます。今のご回答について、畠山委員、いかがですか。

(畠山委員)

そうしますと、重点目標、施策の基本方向のどこの部分に入っていくかというのと、施策Ⅰの3の男女平等の視点に立った教育・学習の充実の(1)に該当するという考えでよろしいのでしょうか。

(渡邊会長)

今の畠山委員のご意見に対していかがですか。

(事務局)

現行計画の基本目標Ⅰの重点目標4、男女平等に関する学習機会の確保の中で、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方が選択できるよう、学習機会の充実や、学習情報の提供に努めますとありますので、この項目が比較的内容としては近いのかと。今伺った意見につきましても、検討していければと思っております。

(若桑委員)

畠山委員から意見は大事なことなので、これは重点目標として掲げた方がよいと思います。科学・学術分野は女性が少ない。重点目標を科学技術・学術分野における男女共同参画と具体的にはっきり出すほうが良いと思います。

またスポーツ界に於ける男女平等というものも重点目標に挙げた方が良いと考えます。

(渡邊会長)

ありがとうございます。この点について、ほかの方はいかがですか。

(畠山委員)

若桑委員がおっしゃったこともそうだと思いますのですが、先ほど事務局から、現行ではここに該当すると思いますとお話をいただきました。次期プランでは、そういう文言を施策の方向に入れていただけると、より具体的に示されるのでいいのではないかと考えます。

(渡邊会長)

ありがとうございます。具体的に施策の段階で入れるか。あるいは、基本目標Ⅰの3に入れ込むかどうかということですが、いかがですか。確かに科学技術に関して、やはりリケジョといった言葉があるように、理系の女子が非常に少ないということは現状として、大学でもそれは明らかであったりするわけです。大学の中でも積極的に理系の女性を応援するという形の取組を、うちの大学でもしておりますけれども、たしかにそういう側面というのは非常に重要であるとは思いますが、いかがでしょうか。私は、具体的な施策の中に盛り込むほうがいいのかとは思ってはいるのですが、この点についてどうですか。科学技術に関してここに入れ込む。理科教育といいますか、それを入れ込むのがいいのかどうか、いかがでしょうか。ご意見はございますか。

それでは、具体的にというのは、これをいうと基本目標のⅠの3の男女平等の視点に立った教育・学習の充実の中に入れ込めるかということですが、この点いかがでしょうか。もし、この中に入れ込むとすれば、建て付けとして少し浮くような感じがするのです。私は、具体的な施策の中に明確に入れ込むというほうが妥当かとは思いますが、その点いかがですか。

(事務局)

次回、またはそのあとお示しする素案ですとか、そういった段階に移る際に庁内で検討してみたいと思いますので、よろしくお願ひします。

(渡邊会長)

ありがとうございます。とりあえず、それで検討いただくということで、意見をしっかりと踏まえて検討いただくということで、よろしいですか。

そのほかにご質問やご意見ありますか。かなり、予定の時間を過ぎておりますけれども、委員会の中での意見を踏まえて、事務局から検討していただいくことになっておりますけれども、何かこれだけ言っておきたいということがございましたら、最後に何かございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、本日の審議会での委員の皆様からご意見を多数いただいたわけですが、それについては、事務局で整理していただきまして、次回の審議会で審議する内容の参考とさせていただきます。きちんと受け止めていただいて、それについて、事務局の中でご議論いただいて、また案を出していただければと思います。

次回については、できるだけ委員会から一定程度の期間をおいて、その前に案を出していただいて、委員から事前に意見や質問を出せるような形にさせていただけたらと思います。委員の方々もお忙しいと思うのですが、素案を出されたら、それについてご意見がある場合には、事前に整理してご意見をいただければと思います。

それでは、本日の議事はこれで終了いたします。事務局から事務連絡をお願いいたします。

(事務局)

渡邊会長ありがとうございました。

事務局から事務連絡いたします。次回の審議会ですが、先にご連絡のとおり令和3年9月16日木曜日に開催いたします。議題は、「第4次計画の計画素案について」を予定しております。正式な開催通知は、8月中旬頃にお送りいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

(渡邊会長)

何か質問はございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を閉会します。お疲れ様でした。

(終了)